

電気供給約款別紙（中国電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 中国 のむシリカ電力 お得ナイトホリデー

1. この実施要綱の適用エリア

岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除く）、
兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①電力量料金±②燃料費調整額＋③再生可能エネルギー発電促進賦課金

①電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

②燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

③再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ご使用電力量に応じて算定した金額が最低月額料金を下回る場合（使用開始月および廃止月を除く）は、最低月額料金を再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額をご請求します。

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（中国のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

また、①電力量料金が3（契約種別、料金単価等）ト（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同3（契約種別、料金単価等）ト（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当する場合に、お客さまが1年を通じてこのお得ナイトホリデーコースの適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b)ホ（季節区分および時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であること。
- (c)1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)および(b)に該当し、かつ、(c)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ) 使用電力量の計量および算定

- (a) 使用電力量は、原則として記録型計量器により計量し、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(e)および(f)の場合を除き、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）を合計した値とします。

- ① お客さまが不在等のため検針できず、検針に伺った日に検針を行なったとみなす場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算します。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。
- ② 当該一般送配電事業者等が、特別の事情があり検針を行わなかった場合、検針を行なわなかったときの使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によ

るものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のデイトタイムの使用電力量は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値といたします。

- (b) 30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (c) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (d) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (e) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(f)の場合を除き、取付けおよび取外しした計量器ごとに(a)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。
- (f) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところによりお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ) 季節区分および時間帯区分

- (a) 季節区分は、次のとおりといたします。

- ①夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- ②その他季

毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。

- (b) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

- ①デイトタイム

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日～1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間を除きます。

- ②ナイトタイム

デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

- ③ホリデータイム

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日～1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の全ての時間をいいます。

へ) 電力量料金単価（税込）

- (ア) デイトタイム

デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量に

はその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	48円87銭	46円43銭

(イ) ナイトタイム

1キロワット時につき	34円20銭
------------	--------

(ウ) ホリデータイム

1キロワット時につき	34円20銭
------------	--------

ト) 最低月額料金

へ（電力量料金単価（税込））によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	1,826円25銭
--------	-----------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (a) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (b) 供給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (c) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

チ) その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和5年8月1日から実施いたします。